

参 考

1 公共用水域の水質環境基準

水質汚濁に係る環境基準について(抜粋)

昭和46. 12. 28

環 告 59

改正 昭49年環告63・昭50環告3・昭57環告41・環告4140・昭60環告29・昭61環告1・平3環告78・
平5環告16・環告65・平7環告17・平10環告15・平11環告14・平12環告22・平15環告123

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境(同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。)を保全する上で維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利水目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないよう配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0102(以下、この表及び表3において「規格」という。)の55に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg/ℓ 以下	規格65.2に定める方法
砒 素	0.01mg/ℓ 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/ℓ 以下	付表1に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ 以下	付表4に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/ℓ 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては、規格43.1に定める方法
ふ つ 素	0.8mg/ℓ 以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほ う 素	1mg/ℓ 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備 考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全アムに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に別に定める検定方法において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。生活環境の保全に関する環境基準に掲げる表において同じ。		
3 海域については、ふっ素及びヨウ素の基準値は適用しない。		
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河 川

(1) 河 川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要 求 量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/ 100m ℓ 以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下 第1の2の(2) により水域 類型 ごとに指定する 水域	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/ 100m ℓ 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 MPN/ 100m ℓ 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水 2 級 農 業 用 水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—	
測 定 方 法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格21に定める方 法	付表8に掲げる 方法	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による定 量法	

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業利水点については、水素依濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測ができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml/……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本 ずつBGLB ferment管に移し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における 陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か、又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希 釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

（注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用

水 産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水 産 3 級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

イ

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性		基準値	該当水域
				全 亜 鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域			0.03mg/ℓ	第1の2の(2)により水域類型ごと指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域			0.03mg/ℓ	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域			0.03mg/ℓ	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域			0.03mg/ℓ	
		測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による)	
備考					
1 基準値は年間平均値とする。					

(2) 湖 沼 (天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/ 100mℓ 以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/ 100mℓ 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—	
測 定 方 法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定める方 法	付表8に掲げる 方法	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数によ る定量法	
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

1

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
Ⅱ	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
Ⅴ	水産3種水全用環境保	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
測 定 方 法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備 考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全 亜 鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ	第1の2の(2) 類型ごと指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による)	
備考			
1 基準値は年間平均値とする			

2 海 域 ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水 産 1 級 水 浴 自 然 環 境 保 全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/ 100mℓ 以下	検出されな いこと。	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
B	水 産 2 級 工 業 用 水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されな いこと。	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—	
測 定 方 法		規格12.1に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	規格17に定める 方法（ただし、 B類型の工業用 水及びノリ養殖 の利水点におけ る測定は、アル カリ性法）	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による 定量法	付表9に掲げ る方法	
備 考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数の70MPN/100ml以下とする。 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(100w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/ℓ)を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め次式によりCOD値を計算する。 $\text{COD (O}_2\text{mg/l)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の測定値 (ml) (b) : 蒸留水について行った空試験値 (ml) f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の力価							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
- 水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び水産3種を除く。）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型指定は、海洋プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/ℓ	第1の2の(2)により水域類型ごと指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による)	
備考 1 基準値は年間平均値とする。			

2 測定方法及び数値の取扱方法

測定方法及び数値取扱い方法

項 目	測 定 方 法	数 値 取 扱 い 方 法			
		単 位	有効数字 の桁数	有効数字の 最小の位	報 告 下限値
天 候	別添水質コード表（以下コード表という。）の天候コードにより表す	—	—	—	—
気 温	日本工業規格k0102(以下「規格」という。)7.1に定める方法	℃	—	小数点以下1桁	—
水 温	規格7.2に定める方法	℃	—	小数点以下1桁	—
水 位	建設省河川砂防技術基準(案)調査編(日本河川協会)第2章に掲げる方法	m	—	小数点以下2桁	—
測 定 流 量	水質調査方法(昭和46年9月30日付け環境水管第30号)の4の(1)の力に掲げる方法	/sec	—	小数点以下2桁	—
採 取 位 置	コード表の採水部位コードにより表す	m	—	小数点以下1桁	—
採 取 水 深	計画表に記載された水深	m	—	—	—
干 潮 ・ 満 潮 時 刻	測定時刻前後の干潮・満潮時刻を潮位表(気象庁)により調べる	—	—	—	—
透 視 度	規格9に定める方法	cm	—	小数点以下1桁	—
透 明 度	海洋観測指針(日本気象協会)3.2に掲げる方法	m	—	小数点以下1桁	—
試 料 水 の 色 相	試料水を無色透明な容器に入れた場合の色を、コード表の色相コードにより表す	—	—	—	—
天 然 水 の 色 相	水面を上方から見たときの色を、コード表の色相コードにより表す	—	—	—	—
臭 気	コード表の臭気コードにより表す	—	—	—	—
風 向	コード表の風向コードにより表す	—	—	—	—
p H	規格12.1に定める方法	—	—	小数点以下1桁	—
D O	規格32に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下1桁	0.5
B O D	規格21に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下1桁	0.5
C O D	規格17に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下1桁	0.5
S S	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号。以下「告示」という)の付表8に掲げる方法	mg/ℓ	2桁	整数(1の位)	1
大腸菌群数	告示(別表2)に掲げる方法	MPN/100mℓ	2桁	整数(1の位)	—
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	告示(付表10)に掲げる方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下1桁	0.5
全窒素	規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	N-mg/ℓ	2桁	小数点以下2桁	0.05
全リン	規格46.3に定める方法	P-mg/ℓ	2桁	小数点以下3桁	0.003
全亜鉛	規格53に定める方法(準備操作は告示(付表9)に掲げる方法によることができる。規格53で使用する水については告示(付表9の1(1))による。)	mg/ℓ	2桁	小数点以下3桁	0.001
カドミウム	規格55に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下3桁	0.001
全シアニ	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下1桁	0.1
鉛	規格54.1に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下3桁	0.005
	規格54.2に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下3桁	0.005
	規格54.3及び4に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下3桁	0.001
六価クロム	規格65.2.1に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下2桁	0.02
	規格65.2.2に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下2桁	0.01
	規格65.2.3又は規格65.2.4に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下3桁	0.005
砒素	規格61.2に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下3桁	0.005
	規格61.3に定める方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下3桁	0.001
総水銀	告示(付表1)に掲げる方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下4桁	0.0005
アルキル水銀	告示(付表2)に掲げる方法	mg/ℓ	2桁	小数点以下4桁	0.0005

項 目	測 定 方 法	数 値 取 扱 い 方 法			
		単 位	有効数字 の 桁 数	有効数字の 最小の位	報 告 下 限 値
P C B	告示(付表3)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下4桁	0.0005
トリクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.002
テトラクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下4桁	0.0005
1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.001
四 塩 化 炭 素	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下4桁	0.0002
ジ ク ロ ロ メ タ ン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.002
1,2-ジクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下4桁	0.0004
1,1,2-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.4.1又は5.5に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.002
	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下4桁	0.0006
1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.004
1,3-ジクロロプロパン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下4桁	0.0002
チ ウ ラ ム	告示(付表4)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下4桁	0.0006
シ マ ジ ン	告示(付表5の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下4桁	0.0003
チ オ ベ ン カ ル ブ	告示(付表5の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.002
ベ ン ゼ ン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.001
セ レ ン	規格67.2に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.002
	規格67.3に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.001
ほ う 素	規格47.1又は47.3に定める方法或いは告示(付表7)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下2桁	0.02
ふ っ 素	規格34.1に定める方法又は告示(付表6)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下1桁	0.1
硝 酸 性 窒 素	規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法或いは上水試験方法Ⅶ-2.11に定める方法	N-mg/ℓ	2 桁	小数点以下2桁	0.05
亜 硝 酸 性 窒 素	規格43.1に定める方法或いは上水試験方法	N-mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.005
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の和	N-mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.055
ク ロ ロ ホ ル ム	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.006
トランス-1,2-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.004
1,2-ジクロロプロパン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.006
p-ジクロロベンゼン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下2桁	0.03
イ ソ キ サ チ オ ン	通知(平成11年3月12日付け環水企第89号ほか環境庁水質保全企画課地下水・地盤環境室長通知。以下この表において同じ)(付表1の第1、第2)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下4桁	0.0008
ダ イ ア ジ ノ ン	通知(付表1の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下4桁	0.0005
フ ェ ニ ト ロ チ オ ン	通知(付表1の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下4桁	0.0003
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	通知(付表1の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.004
オ キ シ ン 銅	通知(付表2)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.004
ク ロ ロ タ ロ ニ ル	通知(付表1の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.004
プ ロ ピ ザ ミ ド	通知(付表1の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下4桁	0.0008
E P N	通知(付表1の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ℓ	2 桁	小数点以下3桁	0.001

項 目	測 定 方 法	数 値 取 扱 い 方 法			
		単 位	有効数字 の 桁 数	有効数字の 最小の位	報 告 下限値
ジ ク ロ ル ボ ス	通知(付表1の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 3 桁	0.001
フ ェ ノ ブ カ ル ブ	通知(付表1の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 3 桁	0.002
イ プ ロ ベ ン ホ ス	通知(付表1の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 4 桁	0.0008
クロルニトロフェン	通知(付表1の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 4 桁	0.0001
ト ル エ ン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 2 桁	0.06
キ シ レ ン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 2 桁	0.04
フタル酸シ [・] エチルヘキシル	通知(付表3の第1又は第2)に掲げる方法或いは上水 試験方法Ⅶ-4.14に定める方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 3 桁	0.006
				旭川市	0.01
ニ ッ ケ ル	規格59.3に定める方法又は通知(付表4又は付表5) に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 3 桁	0.001
モ リ ブ デ ン	規格68.2に定める方法又は通知(付表4又は付表5) に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 3 桁	0.007
ア ン チ モ ン	通知 3 (平成16年3月31日付け環水企発第040331003号ほか環境省環境管理局水環境部長通知、 以下この表において同じ)(付表5の第1、第2又は第3)に掲げる 方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 4 桁	0.0002
塩化ビニルモノマー	通知 3 (平成16年3月31日付け環水企発第040331003号ほか環境省環境管理局水環境部長通知、 以下この表において同じ)(付表1)に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 4 桁	0.0002
エピクロロヒドリン	通知 3 (付表 2)に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 5 桁	0.00004
1,4-ジオキサン	通知 3 (付表3の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 3 桁	0.005
全 マ ン ガ ン	規格56.2、56.3、56.4及び56.5に定める方法(準備操作 は規格によるほか、海水など塩類を多く含む資料を分析する場合にあっては、必要に応じ資料を希釈 することとする)	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 2 桁	0.02
ウ ラ ン	通知 3 (付表4の第1又は第2)に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 4 桁	0.0002
フ ェ ノ ー ル	通知 2 (平成15年11月5日付け環水企発第031105001号ほか環水 管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知、以下この 表において同じ) (付表 1) に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 3 桁	0.006
ホルムアルデヒド	通知 2 (付表 2) に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 2 桁	0.03
フ ェ ノ ー ル 類	規格28.1に定める方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 2 桁	0.01
銅	規格52に定める方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 2 桁	0.04
亜 鉛	規格53に定める方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 2 桁	0.04
溶 解 性 鉄	規格57.2、57.3又は57.4に定める方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 1 桁	0.1
溶 解 性 マ ン ガ ン	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 1 桁	0.1
総 ク ロ ム	規格65.1に定める方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 2 桁	0.05
塩 化 物 イ オ ン	上水試験方法Ⅵ.2.4に定める方法	mg/ ℓ	3 桁	整数(1の位)	2
陰イオン界面活性剤(ABS等)	規格30.1に定める方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 2 桁	0.05
アンモニア性窒素	上水試験方法Ⅵ.2.10に定める方法(北海道開発局の測定に係るも のを除く)	N-mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 2 桁	0.05
				北海道開発局	0.1
塩 分	海洋観測指針(日本気象協会)5.3に掲げる方法	(%)	4 桁	小数点以下 2 桁	2.00
リ ン 酸 態 リ ン	湖沼環境調査指針(日本水質汚濁研究会)の9.5.10 に掲げる方法	P-mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 3 桁	0.003
クロフィル a	湖沼環境調査指針(日本水質汚濁研究会)の9.5.12 に掲げる方法	μ g/ ℓ	2 桁	小数点以下 2 桁	0.01
ケ イ 酸	湖沼環境調査指針(日本水質汚濁研究会)の9.5.13 に掲げる方法	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 1 桁	0.5
トリハロメタン生成能	トリハロメタン生成能の測定方法(平成7年6月21日付け環水管 第163号)	mg/ ℓ	2 桁	小数点以下 3 桁	0.001

3 コード表

コード表一覧

表1

コード	水系区分
1	河川
2	湖沼
3	海域

表2

コード	調査区分
0	年間調査
1	補足調査
2	通日調査

表3

コード	採取位置
01	流心
02	左岸
03	右岸
11	表層
12	中層
13	下層

表4

コード	天候
01	快晴
02	晴
03	うすぐもり
04	くもり
05	霧
06	霧雨
07	小雨
08	雨
09	大雨
10	みぞれ
11	小雪
12	雪
13	大雪

表5

コード	色相
10	無色
11	無色・濁
12	乳白色
13	乳白色・濁
14	黄色
15	黄色・濁
16	淡黄色
17	淡黄色・濁
18	褐色
19	褐色・濁
20	淡褐色
21	淡褐色・濁
22	赤褐色
23	赤褐色・濁
24	黄褐色
27	灰褐色・濁
28	茶褐色
29	茶褐色・濁
34	黄緑色
35	黄緑色・濁
36	泥色
37	泥色・濁
50	その他

表6

コード	臭気
01	無臭
11	芳香臭
21	青草臭
22	藻臭
23	海藻臭
31	土臭
32	泥炭臭
33	カビ臭
41	魚臭
51	フェノール臭
52	タール臭
53	油様臭
54	硫化水素臭
55	塩素臭
56	その他化学臭
63	鶏ふん臭
64	豚舎臭
65	腐敗臭
75	漬物臭
76	もろみ臭
77	いも臭
78	大豆様臭
79	その他

表7

コード	風向
C	静穏
E	東
ENE	東北東
ESE	東南東
N	北
NE	北東
NNE	北北東
NNW	北北西
NW	北西
S	南
SE	南東
SSE	南南東
SSW	南南西
SW	南西
W	西

表8①

コード	事業主体	略称
00	北海道	—
01	環境科学研究センター	環境研
02	苫小牧地方環境監視センター	苫セン
03	工業試験場	工試場
04	原子力環境センター	原セン
10	北海道開発局	道開発局
20	札幌市	—
21	旭川市	—
22	函館市	—
23	旭川市水道局	旭川水道
72	釧路市	—
73	帯広市	—
74	室蘭市	—
79	白老町	—
82	石狩市	—

表8②

コード	採水機関	略称
09	委託	—
23	旭川市水道局	旭川水道
H1	(株)福田水文センター	福田水文
H2	(株)北開水工コンサルタント	北開水工
H3	野外科学(株)	野外科学
H4	(株)北海道分析センター	道分析セン
H5	北海道薬剤師会検査センター	道薬剤検

表8③

コード	分析機関	略称
09	委託	—
23	旭川市水道局	旭川水道
H1	(株)福田水文センター	福田水文
H2	(株)北開水工コンサルタント	北開水工
H3	野外科学(株)	野外科学
H4	(株)北海道分析センター	道分析セン
H5	北海道薬剤師会検査センター	道薬剤検